

宮城県警察沿革誌調製規程

昭和30年9月26日
宮城県警察本部訓令第12号

警察沿革誌調製要綱を次のように定める。

宮城県警察沿革誌調製規程

(沿革誌調製の目的)

第1条 警察沿革誌（以下「沿革誌」という。）は、警察制度及び組織の変遷並びに警察上顕著な事案の状況等を整理記録して、現在及び将来における警察運営の資とすること目的とする。

(沿革誌の種類及び調製課署)

第2条 沿革誌は、本部沿革誌、学校沿革誌及び警察署沿革誌の3種とする。

2 本部沿革誌は、警務部教養課（以下「教養課」という。）において、学校沿革誌は、警察学校において、警察署沿革誌は、当該警察署においてそれぞれ調製し、保存するものとする。

(記録事項)

第3条 沿革誌に記録すべき事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 警察制度及び組織の改廃並びに新設状況
- (2) 主な幹部の異動及び職員の配置定員の状況
- (3) 管理する施設、建物及び土地等の変遷状況
- (4) 管轄区域並びに受持区域の変遷状況
- (5) 重要又は特異な犯罪事件
- (6) 特異な災害の発生及び対策等の状況
- (7) その他警察運営上参考となる事項

(登載資料の収集等)

第4条 教養課長、警察学校長及び警察署長は、所属職員中適任者をして、沿革誌登載資料を常に調査、収集、整理させなければならない。

(課、校、署長の連絡、報告)

第5条 警察本部の部に置かれた課等の長、警察学校長、仙台市警察部に置かれた課長及び警察署長は、その主管事務について本部沿革誌に登載する必要ありと認める事実があった場合は、次の区分によりその概要を文書で教養課長に連絡又は報告しなければならない。

- (1) 1月から3月までの分は、4月10日まで
- (2) 4月から6月までの分は、7月10日まで
- (3) 7月から9月までの分は、10月10日まで
- (4) 10月から12月までの分は、1月10日まで

(沿革誌への記載)

第6条 教養課長は、第4条及び第5条第1項の規定により得た資料を検討調製し、本部長の決裁を受け、本部沿革誌に記載しなければならない。

2 警察学校長及び警察署長は、第4条の規定により調査、収集、整理した資料を検討して、それぞれの沿革誌に記載しなければならない。

(現沿革誌の襲用)

第7条 教養課、警察学校及び各警察署において、現に保存している沿革誌は、引続き使用し、記載要領は、従前の例によるものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和40年7月10日本部訓令第3号)

この訓令は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

附 則 (昭和44年4月16日本部訓令第10号)

この訓令は、昭和44年4月16日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則 (昭和44年8月8日本部訓令第16号)

この訓令は、昭和44年8月8日から施行し、昭和44年8月1日から適用する。

附 則 (昭和45年4月6日本部訓令第3号)

この訓令は、昭和45年4月6日から施行し、昭和45年3月15日から適用する。

附 則 (昭和46年6月23日本部訓令第4号)

この訓令は、昭和46年6月23日から施行し、昭和46年3月5日から適用する。

附 則 (昭和48年8月1日本部訓令第8号)

この訓令は、昭和48年8月1日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。ただし、副署長、次長に関する部分の規定は、昭和48年1月1日から適用する。

附 則 (昭和49年8月13日本部訓令第6号)

この訓令は、昭和49年8月13日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則 (昭和51年7月17日本部訓令第9号)

この訓令は、昭和51年7月17日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則 (昭和54年8月25日本部訓令第5号)

この訓令は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則 (昭和55年7月1日本部訓令第4号)

この訓令は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則 (昭和56年4月7日本部訓令第6号)

この訓令は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則 (昭和61年5月12日本部訓令第4号)

この訓令は、公布の日から施行し、昭和61年3月22日から適用する。

附 則 (昭和62年5月27日本部訓令第7号)

この訓令は、公布の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則 (平成元年5月30日本部訓令第8号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則 (平成3年5月10日本部訓令第8号)

この訓令は、平成3年5月10日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則 (平成4年7月21日本部訓令第20号)

この訓令は、平成4年7月21日から施行し、平成4年3月23日から適用する。

附 則 (平成6年3月28日本部訓令第6号)

この訓令は、平成6年3月29日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 2 2 日本部訓令第 5 号）

この訓令は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 0 年 3 月 2 4 日本部訓令第 7 号）

この訓令は、平成 1 0 年 3 月 2 4 日から施行する。

附 則（平成 1 3 年 3 月 2 6 日本部訓令第 1 1 号）

この訓令は、平成 1 3 年 3 月 2 6 日から施行する。

附 則（平成 1 6 年 3 月 2 3 日本部訓令第 9 号）

この訓令は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。